

令和3年9月30日制定

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条1項の一般廃棄物処理計画として日野市が策定する、日野市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）に定める施策について、幅広い見地から意見を求め、効果的かつ着実に推進するため、日野市ごみ減量・リサイクル等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討、検証及び協議し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 計画に基づく事業の実施に関すること。
- (2) 計画の進捗・達成状況の評価及び検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ごみ減量又はリサイクルに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 廃棄物に関し学識経験のある者 1人以上3人以内
- (2) 市民委員（市内に存する大学に在学する者を含む。） 6人以上12人以内
- (3) ごみ減量の推進体制の構築に資する事業者及び団体の関係者 4人以上8人以内
- (4) 環境保全課長
- (5) 施設課長

(任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から2年間とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって決定し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会において会議の議長となる。

- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第7条 協議会は、計画に基づく事業のうち、重要なテーマに関連するものの具体的な取組等を検討するため、協議会の下にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、会長の認める者（以下「チーム員」という。）をもって組織する。
- 3 プロジェクトチームは、協議会の命に基づく事項について検討し、協議会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員及びチーム員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼金)

第9条 委員が協議会に出席したときは、予算の範囲内で謝礼金を支払う。ただし、日野市の職員には支払わない。

(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会において、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議決により会議を非公開とすることができる。

- 2 会議の傍聴に関する基準は、協議会で別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、環境共生部クリーンセンターごみゼロ推進課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。